

# 社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会心配ごと相談事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、町民の生活上のあらゆる相談について、相談員が適切な助言及び指導を行う心配ごと相談事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 事業は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が行うものとする。

2. 社協が行う事業は、社会福祉法第2条第3項第1号の規定に基づき「心配ごと相談所」を設置して行うものとする。

## (実施方法)

第3条 社協は、各地域福祉センター毎に心配ごと相談所を設置し、相談員が事業を行うものとする。

## (実施場所)

第4条 事業の実施場所は、各地域福祉センターの相談室で実施するものとする。

## (相談員)

第5条 相談員は各地域福祉センター毎に5名以内とする。

2. 相談員は、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等とし、相談の内容や地域の実情に応じて社会福祉の専門家等のうちから社協が委嘱するものとする。

## (実施回数)

第6条 心配ごと相談所は週1回開設するものとする。

## (対象者)

第7条 事業の対象者は、八峰町に居住する者とする。

## (利用料)

第8条 この事業の利用料は無料とする。

## (報告)

第9条 社協は、相談状況を記録するとともに、事業の実施に必要な関係書類を整備し、毎月の事業実績は翌月の10日までに会長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 社協及び相談員は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

平成18年5月29日一部改正(受託事業から社協自主事業への変更)